第2次遠野市総合計画後期基本計画策定方針

1 計画策定の趣旨

第2次遠野市総合計画は、平成28年度から令和7(平成37)年度までの10年間 (前期:平成28年度~令和2年度、後期:令和3年度~令和7年度)を計画期間 に、平成27年12月に策定し、「永遠の日本のふるさと遠野」を将来像に掲げ、そ の実現に向けたまちづくりを進めている。

令和2年度で前期基本計画が終了することから、令和3年度を初年度とする後期 基本計画(令和3年度~令和7年度)の策定を行う。

2 計画の位置づけ

総合計画の策定は、地方自治法の一部改正(平成 23 年)により、策定義務がなくなり、市町村の判断に委ねることとされているが、本市のまちづくりの将来像を示すとともに、計画的な行財政運営の指針となるものとして必要不可欠なものであることから、最上位計画として策定する。

なお、遠野市議会基本条例において、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止については、議会の議決事項とされていることから、議会の議決を経るものとする。

3 計画の構成と期間

後期計画は、現総合計画に登載されている 10 年間の基本構想を基に、前期基本計画の中間検証を踏まえたものとする。

(1) 基本構想

第2次遠野市総合計画(平成28年度~令和7年度)に掲げる、「遠野スタイルの創造・発展」の基本理念と、「永遠の日本のふるさと遠野」を将来像に、5つの大綱により計画を推進する。

(2) 基本計画

ア 5つの大綱の実現に向けて、必要な施策を分野別に体系化する。

イ 後期計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年とする。

(3) 実施計画

基本計画で体系化した各施策を効果的に実施するため、第四次遠野市健全財政 5カ年計画及び遠野市公共施設等総合管理計画(後期)等、財政計画との整合を 図りながら、実効性のある事業計画として具体化するため、期間を3カ年のロー リング方式とする。

基本構想	平成 28 年度~令和 7 年度		
基本計画	前期 平成 28 年度~令和 2 年度	後期 令和3年度~令和7年度	
実施計画	3カ年のローリング	3 カ年のローリング	

今回策定する計画

4 策定の考え方

(1) 社会情勢の急速な変化に対応した計画であること

少子高齢化、高度情報化社会の進展や国際化の潮流の中、これまで経験したこ

とのない社会へと急速に変化を遂げている状況を踏まえ、将来予測をしっかりと しながら、自らの判断と責任で、新たな社会に応じた計画策定をしていく必要が ある。

「主なキーワード」

- ア 少子高齢化社会への対応 人生 100 年時代/働き方改革/労働力不足
- イ 高度情報化社会への対応 Society5.0/AI/RPA/キャッシュレス化
- ウ 国際化への対応 SDGs/インバウンド/グローバル化/外国人労働者
- エ 国の動向への対応(自治体戦略 2040 構想への対応) 市町村のフルセット主義からの脱却/ICTの活用によるスリム化

(2) 世界規模の気象変動や感染症対策等の新たな脅威に対応した計画であること

地球温暖化により、台風や豪雨など災害の規模や頻度が年々増大化し、土砂災害などの災害も想定を上回る規模で頻発するようになっている。また、新型コロナウイルス感染症に象徴されるように、災害とも呼べる新たな脅威が現実となっていることから、災害の発生を予め予測し、災害の備えとなる対策を十分に踏まえた上で、計画を策定していく必要がある。

[主なキーワード]

地球温暖化/国土強靭化/エネルギー確保/感染症対策

(3) 市民の意向を反映させた市民協働による計画であること

多様化する行政ニーズに対し、質の高い行政サービスの提供により市民生活の 向上の実現を図るためには、市民協働によるまちづくりが益々重要性を増すこと から、市民、地域、各種団体など、多様な主体の参画の機会や意見を取り入れな がら、より多くの市民の意見を反映させた計画とする必要がある。

(4) 前期基本計画の中間検証を踏まえた計画であること

第2次遠野市総合計画前期基本計画は、本年度が最終年度にあたることから、 計画の策定にあたっては、前期基本計画に登載されている各種施策の中間検証を 行い、課題の洗い出しを行った上で事業の見直しについても検討を行うとともに、 事業の目的、必要性を十分に踏まえた計画とする必要がある。

(5) まちづくりの進行管理ができる計画であること

市民主体の視点に立った行政運営の実現のため、計画の進捗状況と評価内容及び取組結果を市民に公表することが必要である。そのため、分かりやすい評価指標及び目標値を設定し、まちづくりの進行管理ができる計画とする必要がある。

(6) 他計画と整合のとれた計画であること

令和元年度策定の、「第2期遠野スタイル 創造・発展総合戦略」及び「遠野市 国土強靭化地域計画」、また、今年度策定する「第四次遠野市健全財政5カ年計 画」及び「遠野市公共施設等管理計画(後期)」と、整合のとれた計画とする。

5 策定手順

総合計画の策定に関し、市長の諮問機関である遠野市総合計画審議会の答申に基

づき、庁内の決定機関として「遠野市総合計画策定委員会」を設置し、遠野市議会の議決を得る。

6 策定体制

(1) 庁内体制

- ア 総合計画策定委員会(庁議メンバー) 計画の総合調整及び基本計画案の決定
- イ 総合計画策定チーム(総務企画部長・各部の所管課長・政策担当課長) 遠野市総合計画策定員会の補助機関として計画の原案調整
- ウ 分野別検討チーム(各課等の中堅(係長・主査級)職員) 総合計画策定チームの事務補助及び分野別計画の原案作成
- エ 市長と職員の意見交換及び地域経営会議参与による講演等

(2) 市民参加

ア 遠野市総合計画審議会の設置及び大綱別審議(委員 25 人:令和2年5月から3年)

- イ 市民ワーキング (分野別テーマによる市民(団体)と職員の意見交換)
- ウ 市長と語ろう会による意見・提言の反映
- エ 各課において集約済のアンケートを基にした市民ニーズの把握
- オ 市ホームページ、市政なんでも相談箱による意見聴取
- カ 市ホームページ、広報遠野、遠野テレビを介したパブコメの実施
- キ 総合計画概要版の全体配付、地区別説明会等の開催 ※計画策定後

7 策定スケジュール(予定)

(1) 全体スケジュール

令和2年5月 総合計画審議会委員、策定チーム、分野別チーム候補の選任 第1回策定員会

- 6月 第1回総合計画審議会開催 主要事業(実施計画)調査、策定チーム・分野別チーム説明会
- 7月 市長と語ろう会(分野別)
- 9月 総合計画審議会に後期計画諮問
- 11月 総合計画審議会から後期計画答申 議員全員協議会に後期計画説明
- 12月 後期計画提案、議決
- 2月~ 地区別説明会、概要版の全戸配付

(2) 総合計画審議会スケジュール

区分	時期	内容
第1回審議会	6月23日	総合計画後期基本計画の策定方針について

第2回審議会	8月6日	・前期基本計画の取組状況について ・令和元年度まちづくり指標の取組状況について
第3回審議会	9月中旬	・後期基本計画諮問・後期基本計画案の大綱別審議(第1回)
第4回審議会	10月中旬	後期基本計画案の大綱別審議(第2回)
第5回審議会	11 月上旬	・後期本計画案の最終審議・後期本計画案答申